

信州豊南短期大学における公的研究費の適正使用に関する行動規範

信州豊南短期大学は、研究活動の公正性、倫理性及び信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な責務を果たすため、次のとおり研究を遂行する上での行動規範を定める。

1. 研究者及び関係教職員は信州豊南短期大学の構成員としての誇りと自覚を持って、関係法令、規程等を遵守すること。
2. 公的研究費の原資は、国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を常に自覚すること。
3. 公的研究費の取扱いに関する研修に積極的に参加し、関係法令をはじめ、規程等公的研究費の使用ルールの理解に努めること。
4. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
5. 公的研究費等の管理に携わる事務職員等は、研究活動の特性を理解し、適正に事務処理を行わなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費等の使用にあたり、特定の取引先との関係において、社会からの疑惑や不信を招くことが無いよう行動しなければならない。
7. 研究者及び事務職員は、公的資金の適正な使用を確保する上で、相互に理解を深め、密接な連携を図ること。
8. 公的研究費の不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報すること。